



平成26年度
岩内町水道ビジョン
(ダイジェスト版)

“22世紀につなげよう ^{いのち} 生命の源”

岩内町水道事業

目次

I	はじめに	I-1
I-1	策定の趣旨	I-2
I-2	位置付け	I-3
I-3	計画期間	I-5
I-4	検討手順	I-6
II	目標年度の事業環境の整理	II-1
II-1	外部環境	II-1
II-1	内部環境	II-3
III	水道の理想像と目標設定	III-1
III-1	基本理念	III-1
III-2	水道事業の理想像	III-2
III-3	目標の設定	III-3
IV	実現方策	IV-1
IV-1	安全	IV-2
IV-2	強靱	IV-4
IV-3	持続	IV-9
V	実施予定	V-1
VI	数値目標一覧	VI-1
VII	推進体制の構築とフォローアップ	VII-1
VII-1	推進体制の構築	VII-1
VII-2	フォローアップ	VII-2

I はじめに

日本の水道は、運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策などの充実、環境・エネルギー対策の強化、国際貢献などに関する取組を求められています。これらの課題に適切に対処していくためには、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であります。

このような中で、厚生労働省では、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定し、水道関係者が共通の目標をもち、互いに役割を分担しながら連携してその実現に取り組むために、日本の水道の現状と将来の見通しを分析・評価し、今後の水道事業に関する重点的な政策課題と、具体的な施策および方策、工程などを示したところであります。

「新水道ビジョン」で示す 50 年、100 年先の水道の理想像を踏まえたうえで、「持続」、「安全」、「強靱」の観点からの課題抽出や推進方策を具体的に示すとともに、その取組の推進を図るための体制を確保することが望ましいとされています。

本町では、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、水道を改善・改革するための取組を進めていくことが必要不可欠であると考えております。

このため、自らの水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策などを示すものとして「岩内町水道ビジョン」を作成いたしました。

I-1 策定の趣旨

本町の水道普及率は、平成25年度では85.7%に達し、ほとんどの住民の方々が水道水の供給を受けることが可能になりました。

一方で、人口の減少、水需要の低下に伴う水道料金収入の減収、さらに、水道創設事業として昭和48年から昭和52年代にかけて急速に整備された水道施設の老朽化、水道事業に従事する職員数の削減に伴う技術の継承の問題など、水道にとって解決すべき課題がクローズアップされる中、その対応が喫緊の課題となっています。

私たちの日常生活に欠かすことのできないライフラインである水道が直面する課題に対し、将来にわたって安全で安心できる水を安定的に供給していくため、本町における水道の目指すべき姿や取組の方向性を示すことがますます重要となっています。

このようなことから、本町における目標となる水道の理想像や、その実現のための方策などを明確にし、その取組を推進していくこととしました。

本ビジョンに掲げた目標の中には、達成までの道のりが険しいものも多くあると認識していますが、住民の皆さまのご理解とご協力を頂きつつ、目標の達成に向け積極的に挑戦していきたいと考えています。

I-2 位置付け

「岩内町水道ビジョン」は、これからも安全で安心な水道水を安定的かつ持続して供給するため、道の「北海道水道ビジョン」や厚生労働省の「新水道ビジョン」を踏まえ、「岩内町総合計画」（計画期間：H21年度～H30年度）や、各種関連計画との整合を図りながら、水道事業の現状と課題を明確にします。そして、将来を見越したうえで、当面10年間までの課題を解決するための基本的な考え方などについて、住民の皆様方と本町が共有する基本的な指針として位置づけます。

また、具体的な事業の取組を推進するため、数値目標や将来年次計画などを示します。

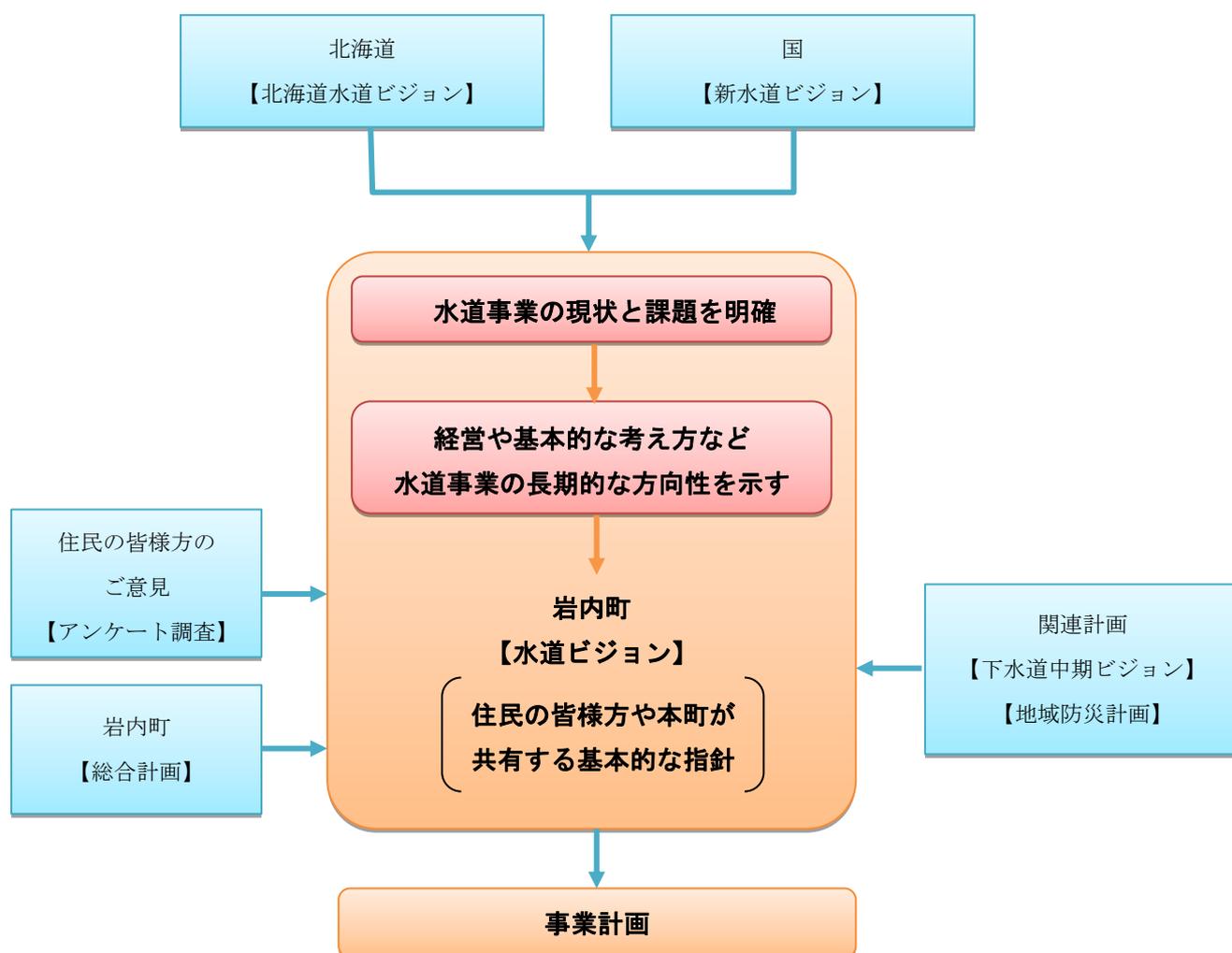


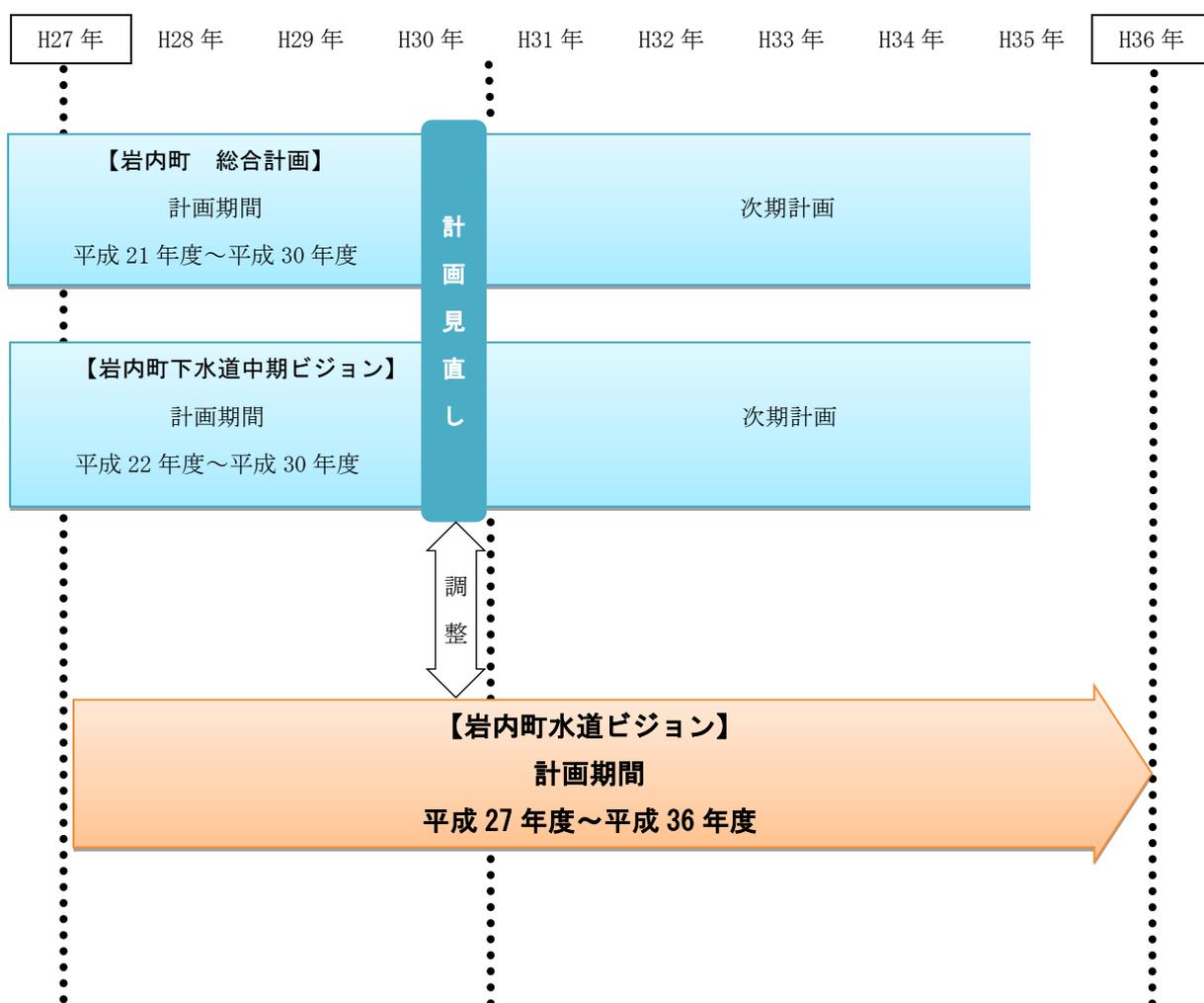
図 岩内町水道ビジョンの位置付け

表 国、北海道などの水道ビジョンの取り組み

- 平成 16 年 厚生労働省「水道ビジョン」の公表
厚生労働省では、水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策およびその方策、工程などを包括的に明示する「水道ビジョン」を公表しました。
- 平成 17 年 (社)日本水道協会「水道事業ガイドライン」の策定
(社)日本水道協会より「水道事業ガイドライン」が策定され、わが国の水道事業経営上の規格化がされました。
- 平成 20 年 厚生労働省「水道ビジョン」の改定
水道ビジョンを時点に見合った内容に改訂し、水道関係者は水道ビジョンに沿って、水道の運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策などの充実、環境・エネルギー対策の強化、国際協力などを通じた水道分野の国際貢献の観点から各施策の推進に努力することとしました。
- 平成 23 年 3 月 北海道「北海道水道ビジョン」の公表
北海道では、安全で安心な水道水を安定的かつ持続して供給するため、住民、水道事業者（用水供給事業者を含む。）、道が共有する基本的な指針として位置づけました。
- 平成 25 年 3 月 北海道水道整備基本構想（北海道水道ビジョン地域編）の公表
「水道整備基本構想」は、「北海道水道ビジョン」を踏まえて具体的な取組を推進するため、ビジョンの地域編として位置づけ、具体的な数値目標や将来年次計画などを示しました。
- 平成 25 年 3 月 厚生労働省「新水道ビジョン」の公表
平成 25 年には、水道をとりまく状況は、水道ビジョンを公表した 9 年前や改訂した 5 年前とは大きく変化しました。
 - ・一つが、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならない。
 - ・二つ目は、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理の対策を講じなければならない。このように水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえ、今般、水道ビジョンの再改訂ではなく、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、新しいビジョン（新水道ビジョン）を公表することになりました。新水道ビジョンでは、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から 50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示しています。
 - ・つぎに、理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を、提示しました。

I-3 計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成 36 年度までの 10 年間とし、【岩内町総合計画】、【岩内町下水道中期ビジョン】と調整を図りながら、50 年、100 年先の将来を見据えた水道事業の理想像を示すこととします。



I-4 検討手順

具体的な検討の手順は、次のとおりです。

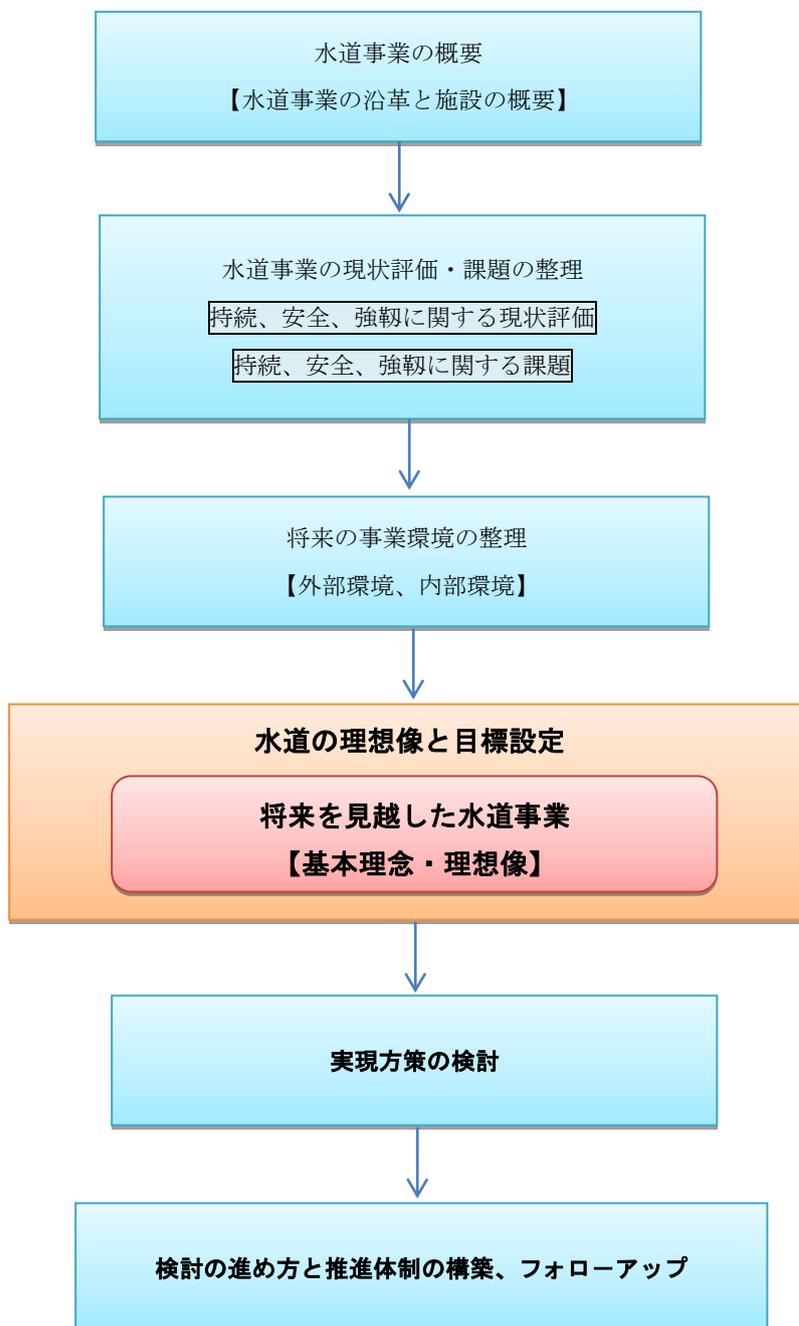


図 検討手順フロー

II 目標年度の事業環境の整理

人口減少、施設の効率性低下、水源・浄水の汚染、危機管理などに関する外部環境項目や、施設の老朽化、財政の見通し、職員数の減少などの内部環境項目について、水道事業における現状の評価と課題から将来の事業環境を想定しました。

II-1 外部環境

(1) 行政人口

本町の目標年次である平成 36 年度の行政人口は、過去 10 年間の減少傾向にある行政人口のトレンド推計、および人口問題研究所の人口などを参考にして 11,100 人に設定しました。

	平成 25 年度	目標年度 平成 36 年度
行政人口	14,146 人	11,100 人

(2) 給水人口

本町の目標年次である平成 36 年度の給水人口は、過去 10 年間の減少傾向にある普及率をトレンド推計し、求めた普及率 87% に行政人口 11,100 人を乗じて 9,657 人に設定しました。

	平成 25 年度	目標年度 平成 36 年度
普及率	85.7%	87.0%
給水人口	12,119 人	9,657 人

(3) 給水量および有収水量

本町の目標年次である平成 36 年度の給水量および有収水量は、過去 10 年間の 1 人 1 日当たり給水量および 1 人 1 日当たり有収水量をトレンド推計し、求めた 1 人 1 日当たり給水量 290L/人・日、1 人 1 日当たりの有収水量 246L/人・日に給水人口は 9,657 人を乗じて設定しました。その結果、給水量は 1,022,193 m³/年、有収水量では 867,102 m³/年に設定しました。

	平成 25 年度	目標年度 平成 36 年度
1 人 1 日当たり給水量	297L/人・日	290L/人・日
1 人 1 日当たり有収水量	247L/人・日	246L/人・日
給水量	1,313,602 m ³ /年	1,022,193 m ³ /年
有収水量	1,092,893 m ³ /年	867,102 m ³ /年

(3) 施設の効率性低下

本町地区の浄水場の 1 日最大配水量 10,000 m³/日に対して、目標年次である平成 36 年度の 1 日最大配水量 3,733 m³/日となり 6,267 m³/日の施設余裕が生じてくる見通しです。

また、雷電地区の浄水場では 1 日最大配水量 450 m³/日に対して、現状の 1 日最大配水量は数 m³/日程度であり、目標年次である平成 36 年度も極めて低い需要量の見通しです。

このように、今後少子高齢化に起因する人口減少やこれに伴う水需要の減少が今後も進むものと考えることから、事業規模に合った小規模化などを検討する必要があります。

地区	施設能力	項目	平成 25 年度	目標年度 平成 36 年度
本町地区	10,000 m ³ /日	日平均配水量(m ³ /日)	3,598 m ³ /日	2,801 m ³ /日
		日最大配水量(m ³ /日)	4,258 m ³ /日	3,735 m ³ /日
雷電地区	450 m ³ /日	日平均配水量(m ³ /日)	—	—
		日最大配水量(m ³ /日)	3.0 m ³ /日	3.0 m ³ /日

(4) 水源・浄水の汚染

水道原水の近年のゲリラ豪雨に伴う高濃度濁水への対応、クリプトスポリジウムへの対応や偶発的な水質事故も考えられるため、今後も迅速に対応できる危機管理体制の強化を進めるなど、監視システムの充実による原水・浄水などの水質監視の強化を継続する必要があります。

(5) 危機管理

危機管理体制の強化を進めるため、「災害対策マニュアル」の充実や安全な水の供給を確実にする「水安全計画」の策定、および災害の被害を受けても復旧作業や通常業務を迅速に実施するための「業務継続計画」などの策定が必要です。

Ⅱ－２ 内部環境

(1) 施設の老朽化：更新・耐震化

① 水道管

水道事業創設時期から建設された水道管が更新時期を迎えているほか、耐震化への対応も必要であるため、重要性が高い水道管約 11km を更新・耐震化を計画的に進める必要があります。

② 浄水場

本町地区は、施設の効率性低下を踏まえて、計画的に耐震構造の浄水場に更新していく必要があります。

雷電地区では、水需要量が極めて低いことや、水源地の適切な維持管理が出来ない状況もあるため、効率的な施設へ変更していく必要があります。

(2) 財政見通し

今後 10 年間、改築工事を一切行わない前提での収益的収支の見通しでは減価償却費、支払利息および水道施設維持管理費などの支出は減少傾向にあります。一方、収入では水道料金収入の減収の落ち込みが支出より大きいことから、損失（赤字）が続く見通しとなります。今後、水道管の更新需要が相当見込まれるため、一層の水道事業経営の効率化と長期的収支の確保を検討する必要があります。

(3) 職員数の減少

水道事業規模の縮小や事業の効率化と共に、職員数の減少や専門技術の継承の問題が生じているため、組織体制の整備や技術の継承についての検討を進めていく必要があります。

Ⅲ 水道の理想像と目標設定

Ⅲ－１ 基本理念

本町の水道事業は、昭和 48 年の創設から、現在、約 1 万 2 千人の住民の皆様方に給水を行い、地域に貢献してきました。

しかし、給水人口の減少や節水意識の高揚などで水需要の伸びが見込めない一方で、今後増加する老朽化施設の更新や耐震化のために多額の設備投資が必要となるなど、厳しい経営環境の中で事業を運営していかなければなりません。

こうした状況を踏まえて、これからの水道事業は、従来までの安全・安心な水道水の安定供給をさらに充実させるとともに、住民の皆様方の意見を踏まえた、より効率的かつ効果的な事業経営や、適正な水道料金を確保することにより、健全な水道事業を次世代に引き継ぐことが重要であると考え、次の経営理念を掲げ、使用者に対して果たすべき役割・責任を将来に向けて明確化します。

岩内町水道事業の基本理念

〔 22世紀につなげよう ^{いのち} 生命の源 〕

基本理念の考えに基づき、50～100 年程度先を見越した
目指すべき水道事業の理想像を掲げました



理想像を実現するため
今後 10 年間の具体的な目標を位置づけています



設定した目標を実現させるための
具体的な各種方策を示しています

Ⅲ－２ 水道事業の理想像

基本理念の考えに基づき、目指すべき水道事業の理想像として、国の「新水道ビジョン」の理想像である「安全」で「強靱」な水道の「持続」を掲げました。

安 全 いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道

近年、生活様式の変化に伴い、水道水をそのまま飲用している人が少なくなっていると言われ、若い世代ほどその傾向が顕著だと言われています。その理由として、水道水は「おいしくない」、「カルキ臭がする」、「安全性に対する不安」などが挙げられます。

水道水の安全性やおいしい水の供給は、利用者にとって関心のあることから、安心しておいしく飲める水道を提供することが満足度や信頼度を高める上で、重要な役割と考えています。

したがって、目指すべき理想像の**安全**は、**いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道**を目標にしました。

強 靱 いつでも安定した水の供給

地震は、全国どこでも起こる可能性があります。確率が低いとされている地域でも、大地震が起きないという保証はありません。地震後に安定した水供給を継続することが、水道利用者から期待されています。水道は、町民生活や地域の社会経済活動を支えるライフラインであり、水道水を安定して供給することは、水道事業者の最も重要な責務と考えております。

したがって、目指すべき理想像の**強靱**は、地震などの災害時においても一定の給水を確保するとともに、町民生活への影響を低減できるように**いつでも安定した水の供給**を目標にしました。

持 続 事業の健全経営

今後は、人口の減少や節水機器の普及や節水意識の向上などにより、水需要の伸びが見込めない状況にあります。このような中で、老朽施設の更新・耐震化などに多額の投資が必要となる見通しです。

今後一段と厳しい経営が想定されますので、水道料金体系見直し作業の実施にあたっては、効率的経営に努めるとともに、中長期的な収支見込みを十分に精査しつつ、将来にわたり健全な経営状態を維持できることを前提とした見直しが必要です。

したがって、目指すべき理想像の**持続**は、**事業の健全経営**を目標にしました。

Ⅲ－３ 目標の設定

設定した 3 つの理想像を具体化するため、それぞれの目標像の観点から、本町の課題を踏まえた目標を設定しました。

理想像		目標設定	実現方策（課題解決策）
安全	いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道	<ul style="list-style-type: none"> ・原水水質およびその特徴を詳細に把握する ・より一層原水水質に適した浄水処理を行う 	<水安全計画の策定> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査結果の評価および必要な対策の検討と実施 ・具体的な水質汚染事故を想定した対策の検討と実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・水源周辺地域における水源汚染リスクの監視、管理を強化する ・水源汚染のリスクを軽減させる ・安全性に関する情報公開を積極的に行う 	
強靱	いつでも安定した水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な耐震性の確保に向けた取り組みを計画的に実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備情報管理システムの構築 ・耐震診断の実施 ・基幹施設の「耐震化計画」策定と実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・重要な水道管を把握し、耐震性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要給水施設配水管の耐震化の優先実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・機械/電気設備関係の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・電気設備の更新計画の策定
		<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水拠点の設置 ・災害対策用資機材の整備 ・連携体制の強化
		<ul style="list-style-type: none"> ・組織内で災害時の指揮命令系統の理解度を向上させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・実働的な災害対策マニュアルの充実化
		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化事業の必要性、応急給水拠点や給水方法に関する需要者の理解度を向上させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報の実施 ・地域住民との共同防災訓練の実施
持続	事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の水需要を見据えた効率的な施設の配置を行う ・より一層の経費削減を具体化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の水需要に応じてダウンサイジングを考慮した施設の配置の検討および実施 ・省エネ機器などの採用（環境負荷の低減）
		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な料金収入を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の最適化に関する検討
		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の技術力、組織力を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の参加、実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・水道サービスの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの把握 ・情報提供の推進

IV 実現方策

目標実現に向けた方策を、関連の強い施設整備や施策の内容でまとめ、「いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道」・「いつでも安定した水の供給」・「事業の健全経営」の理想像実現に向けた行動を推進していきます。

方策の推進に当たっては、理想像のそれぞれについて、課題解決のための基本的な取り組みとして、水道施設の更新・耐震化などを考慮した「アセットマネジメント」の実施、並びに「水安全計画」および「耐震化計画」の策定が重要事項であり、これらを戦略的なアプローチとして、水道事業における体制強化を図る必要があります。

次項から、具体的な各種の「実現方策」について記載しました。

IV-1 安全 いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道

(1) 施策体系

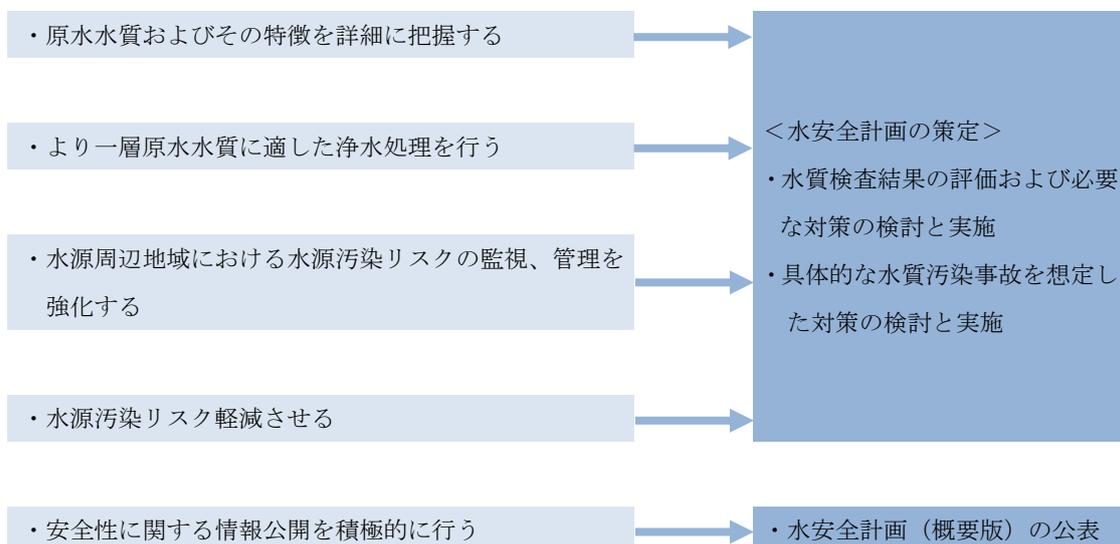


図 ビジョン目標実現のための施策

(2) 課題

- ・ 通常時において適正な水質管理の実施が可能な体制の強化
- ・ 水質汚染事故発生時などの危機時において、適正な水質管理の実施が可能な体制の構築
- ・ 水源保全のための取り組みの継続
- ・ 水道利用者への安全性に関する説明責任

(3) 基本方針

水道水が安全であることは、水道の最も基本的な条件であり、水質基準を遵守することはもとより、より高い水準の水質を維持し、住民の皆様方が安心しておいしく飲める水道水を供給します。

(4) 目標設定

- 基本：水質汚染事故などに備えた水質管理体制を構築し、安全でおいしい水の安定供給を強化し継続することを目指します。

- ・ 原水水質、およびその特徴を詳細に把握する
- ・ より一層原水水質に適した浄水処理を行う
- ・ 水源周辺地域における水源汚染リスクの監視、管理を強化する
- ・ 水源汚染リスクを軽減させる
- ・ 安全性に関する情報公開を積極的に行う

(5) 実現方策

- 基本：「水安全計画」の策定と実践を図ります。

- ・ 水質検査結果の評価および必要な対策の検討と実施
- ・ 具体的な水質汚染事故を想定した対策の検討と実施
- ・ 水安全計画（概要版）の公表

水安全計画

本町の水質に対する安全の確保のため、水安全計画（水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する）の策定に向けた検討を行います。

水道水は、基本的には原水の水質状況などに応じて水道システムを構築し、法令で定められた基準などを遵守することによって、その安全性が確保されています。しかし、水源水質事故にみられるような浄水処理のトラブル、施設などの老朽化、突発的な事故などさまざまな水道水へのリスクが存在している中で、日々供給している水の安全性をより一層高めるためには、水源から給水栓に至る統合的な管理が必要となります。すなわち、常に信頼性（安全性）の高い水道水を供給するためのシステムづくりが必要であります。

水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものです。

IV-2 強 韌 いつでも安定した水の供給

(1) 施策体系



図 ビジョン目標実現のための施策

(2) 課題

- ・ 基幹施設に必要な耐震性の確保
- ・ 設備関係の維持管理
- ・ 災害時の応急活動体制の構築
- ・ 危機管理体制を構築

(3) 基本方針

水道事業は、生活や地域の社会経済活動を支えるライフラインとして定着した現在、一時の断水であっても、その社会的な影響は甚大であり、安定した水道水の供給が本町の責務となっています。

平常時はもとより、地震、災害時においても一定の給水を確保するため、浄水場の基幹施設や基幹管路の耐震化を進めるとともに、被災した場合でも、応急給水や早期復旧が図られるように、ハード・ソフトの両面から危機管理体制を構築します。

(4) 目標設定

- 基本：水道施設の必要な耐震性を出来るだけ速やかに確保することを目指します。
- ・ 必要な耐震性の確保に向けた取り組みを計画的に実施する
- ・ 重要な水道管を把握し、耐震性を確保する
- ・ 機械・電気設備関係の維持管理
- ・ 応急給水体制を構築する
- ・ 組織内で災害時の指揮命令系統の理解度を向上させる
- ・ 耐震化事業の必要性、応急給水拠点や給水方法に関する水道利用者の理解度を向上させる

(5) 実現方策

- 基本：「耐震化計画」を策定し、今後は、水道施設耐震化を計画的に、推進を図ります。
- ・ 「施設・設備情報管理システム」の構築
- ・ 耐震診断の実施
- ・ 基幹施設「耐震化計画」の策定と実施
- ・ 重要給水施設配水管の耐震化の優先実施
- ・ 機械・電気設備の更新計画の策定

- ・ 応急給水拠点施設の設置
- ・ 災害対策用資機材の整備
- ・ 連携体制の強化
- ・ 他の水道事業者間での緊急時用連絡管の整備
- ・ 実働的な災害対策マニュアルの充実
- ・ 各種メディアを活用した効果的な広報の実施
- ・ 地域住民との共同防災訓練の実施

① 「施設・設備情報管理システム」の構築

容易かつ効率的な「耐震化計画」の策定、および適正な資産管理を図るため、浄水場や配水池・ポンプ場など水道基幹施設の構造物・設備の能力仕様や図面・竣工図書類、修理履歴、診断・保全情報などを一元的に管理するデータベースシステムを構築します。

② 耐震診断の実施

今後の水需要も踏まえた施設規模を考慮し、耐震診断を行い、強度が不足する場合は、「耐震化計画」を策定し計画的に耐震補強を実施し、基幹施設として機能を果たすように維持していきます。

耐震診断は、「浄水施設簡易耐震診断の手引き（平成26年6月）公益財団法人水道技術研究センター（JWRC）」に基づき、適切な診断を実施します。

③ 基幹施設の「耐震化計画」策定と実施

しかし、直ちに耐震化することは困難であることから、優先順位を定め、計画的に耐震化を図ることにより地震、災害時においても被害範囲を小さくすることが求められます。このため計画的に耐震化施策を推進するうえで活用する指針として「耐震化計画」を策定し、実施を目指します。

- 水道の耐震化は、被災時の住民の生命、安全の確保に密接な関係にあり、総合計画の政策や防災対策と整合をとって進めます。
- 水道の耐震化を効率的かつ効果的に進めるため、概ね50年後に至るまでの段階的な耐震化の目標、選択する耐震化手段を定めて計画的に取り組みます。
- また、将来の耐震化時には水需要量に合わせたダウンサイジングの検討を行います。
- これらのことから、水道の耐震化計画を策定するに当たっては、都市計画や防災計画などの他の計画との整合を図りつつ、水道事業運営の観点のみならずまちづくりや住民の安全確保などの観点も含めて政策的な方針をたて、それを技術的に実現する目標・計画を策定します。

耐震化計画は、「水道の耐震化計画など策定指針（平成20年3月 厚生労働省健康局水道課）」に基づき、適切な計画を策定します。

④ 重要性が高い水道管の耐震化の優先実施

管路については、人命への影響や生活機能の確保から重要ルートとなる避難地・所や重要施設など優先度の高い水道管は、順次耐震性の高い水道管へと布設替を進めていきます。

その他の水道管については、老朽管更新時に、耐震性の高い管路を採用し、管路の耐震化を進めていきます。

⑤ 機械・電気設備の更新計画の策定

機械・電気設備については、更新費用が高額なため、適切な維持管理を行い、次の更新時期をメドに、財政状況に合わせて検討していきます。更新は、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月 厚生労働省健康局水道課）」に基づき、適切な更新費用を設定します。

⑥ 応急給水拠点施設の設置

応急給水拠点施設は、災害発生時に飲料水の供給ができない場合に備えて、住民の皆さまが自ら集まって、飲料水を得る施設として設置するものです。

災害に強い水道を目指し、応急給水拠点施設の整備を進めます。

⑦ 災害対策用資機材の整備

被災した水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材などの備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努めます。また、給水車の保有についても検討していきます。

⑧ 連携体制の強化

災害時に資機材や復旧要員などの応援が得られるよう、関係業者などとの協定締結に努めるなど、協力体制を整備します。また、災害時に迅速な応急復旧活動などに必要な情報収集、総合調整、指示、支援を実施するため、北海道および近隣町村と相互に協力関係を築いていきます。さらに、災害時に備え、普段から関係機関との連携体制の強化に努めていきます。

⑨ 実働的な災害対策マニュアルの充実化

応急給水拠点整備や、耐震化などの施設整備により、災害に強い水道施設の整備を進めていく一方、全ての施設の被害をゼロとすることは、費用負担、実現までの期間が長

期間になるなど現実的ではないため、仮に災害が発生した場合の行動指針を災害対策マニュアルとして整備する必要があります。マニュアルは地震、風水害、水質事故、断水などの事故や災害が発生した場合に水質汚染、施設の損壊などに伴う住民生活への影響（断水など）を最小限に抑制するため、応急給水体制や、施設の復旧などの対応をマニュアル化したものであります。

現在のマニュアルは十分でないため、より実働的な災害対策マニュアルの充実を図ります。さらに、大規模災害などにより、基幹施設の損壊や、復旧資材の供給不足などにより、断水が長期に渡る事態も想定した、事業継続計画（BCP）の策定についても、策定します。

⑩ 効果的な広報の実施

水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、また、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努めます。これらの情報の提供は、引き続きホームページや広報を活用して情報発信を行います。水道利用者が必要とする情報や興味のある情報を的確に把握し、提供できるよう、ホームページのコンテンツの数も増やしていくことで、ホームページの内容充実を図っていきます。

⑪ 地域住民との共同防災訓練の実施

災害対策マニュアルをより機動的に対応できる実効性のあるマニュアルとするため、実際の事故、災害時などを想定した防災訓練を定期的に地域住民と共同で実施していきます。

IV-3 持続 事業の健全経営

(1) 施策体系

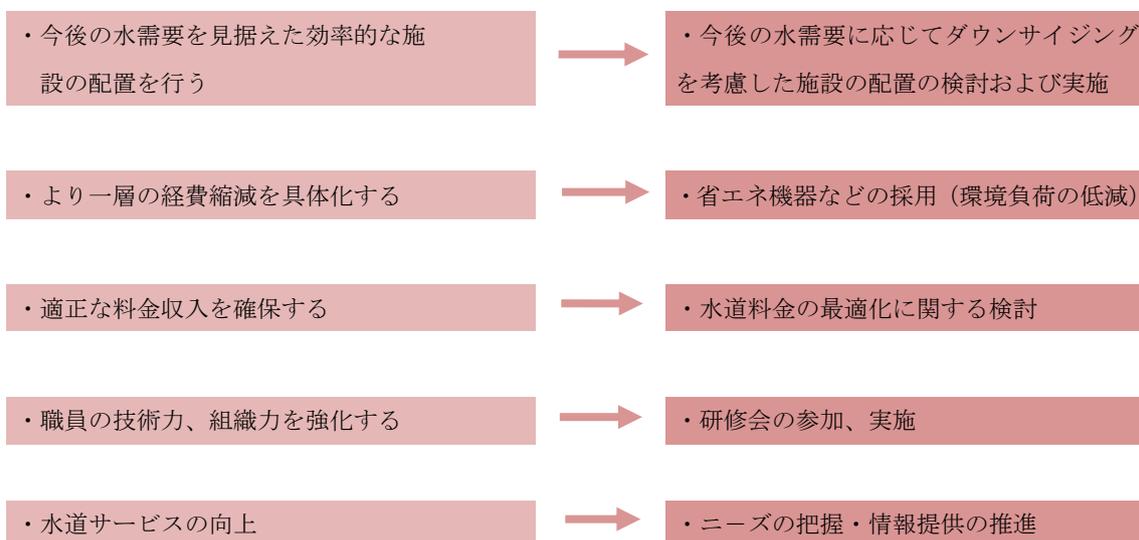


図 ビジョン目標実現のための施策

(2) 課題

- ・水道未普及地域の解消
- ・今後、増加する水道施設の更新・耐震化の財源を確保
- ・水需要の減少を見据えた効率的な施設配置
- ・今後、生じる累積欠損金
- ・業務に応じた人材を確保
- ・水道サービスの向上に向けた情報収集の取り組み

(3) 基本方針

今後、施設については、技術基盤を強化するとともに、安定的な給水を持続するために、施設・管路の適切な維持管理、計画的な更新・耐震化を行います。

財源の確保については、経費削減や業務の効率化を図るとともに、水道料金の見直しを行い、健全経営の維持を目指します。

水道事業は、料金によって成り立っていることを常に意識し、サービスの向上に努めるほか、事業の内容についてわかりやすい情報提供を行い、水道利用者の満足度を高めることを目指します。

(4) 目標設定

- 基本：より一層の水道事業における経費縮減を行い、適正な水道料金の設定を目指します。

- ・未普及地域を解消する
- ・今後の水需要を見据えた効率的な施設の配置を行う
- ・より一層の経費縮減を実現する
- ・適正な料金収入を確保する
- ・職員の技術力、組織力を強化する
- ・水道サービスに関する新しい知見および情報の収集、整理を行う

(5) 実現方策

- 基本：アセットマネジメントを実施し、今後これを踏まえた料金の改定の検討化を進めます。

- ・今後の水需要に応じてダウンサイジングを考慮した施設の配置の検討および実施
- ・省エネ機器などの採用（環境負荷の低減）
- ・水道料金の最適化に関する検討
- ・研修会の参加、実施
- ・ニーズの把握と情報提供の推進

① 今後の水需要に応じてダウンサイジングを考慮した施設の配置の検討・実施および、より一層の経費縮減を具体化する

今後の水需要量と既存施設能力に大きな差が出る本町浄水場について、水需要量に合わせたダウンサイジングの効果について検討を行います。ダウンサイジングによるコスト削減効果は、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成23年厚生労働省)」(以下、「手引き」という)による費用関数より算定します。

なお、雷電地区の浄水場の処理能力は450 m³/日であり、近年の給水需要量は約3 m³/日と極めて低く、不経済な運転を強いられている状況にあるため、水道法などと照らし合わせて、配置の実施を行います。

② 水道料金の最適化に関する検討

<経営計画>

本ビジョンでは、今後5年間の財政収支について試算しましたが、欠損金が生じる見通しとなりました。

今後の経営計画は、水道管の更新・耐震化、水道施設のダウンサイジングを考慮した施設の配置など、本町の水道事業は大きく変化していくこととなります。これらを見す

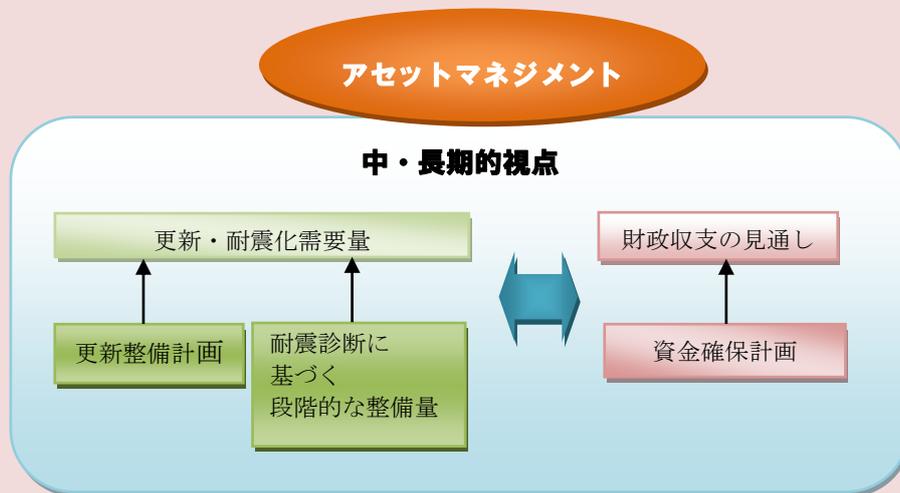
えた中・長期的な財政収支計画とし、その内容について毎年見直しを行い、経営合理化の徹底や建設投資規模の適正化を図っていく必要があります。

<料金体系の見直しの検討>

水道料金は、基本料金と従量料金で構成されており、基本料金は、施設をいつでも使えるように維持するための料金で、従量料金は、使用水量に応じて単位水量あたりの価格により算定される料金となっています。しかし、使用水量が近年減少しているなか、負担のあり方を見直し、従量料金の負担区分について検討する必要があります。そのため、水道利用者に対して水道料金に関する情報を積極的に提供したうえで、効率的な事業を進めながら健全な経営を維持し、適切な時期に料金体系の見直しの検討をしていきます。

水道ビジョンに掲げた目標実現のための施設整備、調査、費用削減などを反映した財政収支計画を実施し、持続可能な水道事業とするため、適正な水道料金への見直しを検討していきます。

検討内容につきましては、更新時期の平準化と費用最小化を図るため、アセットマネジメント※の視点からダウンサイジングを考慮した中・長期的な更新・耐震化計画を策定し、計画的な更新・耐震化について進捗管理をしていきます。なお、計画にあたっては、緊急度と重要度を踏まえて検討していきます。特に、更新費用が膨大となる管路については、優先度の高い水道管を除き、重要施設への耐震化など優先順位を踏まえた、効果的・効率的な更新・耐震化計画とします。



※用語解説

【アセットマネジメント】水道における「アセットマネジメント（資産管理）」とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中・長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。

③ 省エネ機器などの採用（環境負荷の低減）

これまで、機械・電気設備の更新については、消費電力の少ない高効率型の設備の導入に努めてきましたが、今後は技術開発の推進によりさらに省エネルギー機器が開発されることも考えられるため、更新時には、さらに省エネルギー化を進めます。また、太陽光発電などの再生可能エネルギーについても、費用対効果などを考慮にいれ検討していきます。

④ 研修会の参加・実施

外部研修への積極的な参加や内部研修を実施するとともに、より効果的な人材の養成を図るため、先進事業者への派遣研修を検討します。

⑤ 水道サービスの向上および情報提供

アンケート調査を行い、より水道利用者のニーズの把握を行うなど、水道利用者の視点に立った事業経営を進めます。

情報提供では、水道ビジョンの施策を実行していくに当たり、水道管の更新・耐震化、水道施設のダウンサイジングを考慮した施設の配置など、今後、本町の水道事業は大きく変化していくこととなります。一方、水道事業が水道料金に支えられていることから、利用者の理解なしに事業を推進していくことは出来ないため、今後の水道事業について積極的に情報を発信し、水道利用者との相互理解を深めて行くことが重要であると考えています。今後はホームページや広報などにより、PR活動に積極的に取り組んでいきます。

V 実施予定

「VI 実現方策」に示した各具体的施策については、次の実施スケジュールに基づいて、着実に推進していきます。

目標実現のために取り組む施策について、課題の優先度を踏まえ、
 ・ 中期計画：10 年以内（H36まで）に取り組むべき施策
 ・ 長期計画：その後の施策（H37以降）に分類した。

表 実施スケジュール

理想像	目標設定	実現方策 (課題解決策)	H27～H36 (中期計画)	H37～ (長期計画)	
安 全	原水水質およびその特徴を詳細に把握する	水安全計画の策定	←→		
	より一層原水水質に適した浄水処理を行う				
	水源汚染リスクの監視、管理を強化する				
	水源汚染リスクを軽減させる				
	安全性に関する情報公開を積極的に行う	水安全計画（概要版）の公表	←→		
強 靱	必要な耐震性の確保に向けた取り組みを計画的に実施する	施設・設備情報管理システムの構築	←→		
		耐震診断の実施	←→		
		基幹施設の「耐震化計画」策定と実施	←→		
	重要な水道管を把握し、耐震性を確保する	重要給水施設配水管の耐震化の優先実施	←→		
	機械/電気設備関係の維持管理	機械・電気設備の更新計画の策定	←→		
	応急給水体制を構築する	応急給水拠点の設置	←→		
		災害対策用資機材の整備	←→		
	災害時の指揮命令系統の理解度の向上	実働的な災害対策マニュアルの充実化	連携体制の強化	←→	
			効果的な広報の実施	←→	
			地域住民との共同防災訓練の実施	←→	
	持 続	水需要を見据えた効率的な施設の配置を行う	ダウンサイジングの検討および実施	←→	
より一層の経費削減を具体化する		環境負荷低減の取り組み	←→		
適正な料金収入を確保する		水道料金の最適化に関する検討	←→		
職員の技術力、組織力を強化する		研修会の参加、実施	←→		
水道サービスの向上		ニーズの把握と情報提供の推進	←→		

VI 数値目標一覧

「V 実施予定」に示した実現方策を検証するため、下表とおり可能な範囲で目標値を設定しました。

表 数値目標

理想像	目標設定	実現方策 (課題解決策)	H27～H36 (中期計画)	H37～ (長期計画)
安 全	原水水質およびその特徴を詳細に把握する	水安全計画の策定	100%策定します	
	より一層原水水質に適した浄水処理を行う			
	水源汚染リスクの監視、管理を強化する			
	水源汚染リスクを軽減させる			
	安全性に関する情報公開を積極的に行う	水安全計画（概要版）の公表	100%公表いたします	
強 靱	必要な耐震性の確保に向けた取り組みを計画的に実施する	施設・設備情報管理システムの構築	100%構築を目指します	
		耐震診断の実施	100%診断を目指します	
		基幹施設の「耐震化計画」策定と実施	必要に応じて策定をいたします	
	重要な水道管を把握し、耐震性を確保する	重要給水施設配水管の耐震化の優先実施	必要に応じて実施いたします	
	機械/電気設備関係の維持管理	機械・電気設備の更新計画の策定	100%策定を目指します	
	応急給水体制を構築する	応急給水拠点の設置	段階的な設置を目指します	
		災害対策用資機材の整備	段階的な整備を目指します	
		連携体制の強化	関係機関との協議調整を行っていきます	
	災害時の指揮命令系統の理解度の向上	実働的な災害対策マニュアルの充実化	100%策定を目指します	
	耐震化事業の必要性、応急給水拠点や給水方法に関する需要者の理解度を向上させる	効果的な広報の実施	効果的な広報を研究し、持続させます	
地域住民との共同防災訓練の実施		今後も効果的な訓練を研究し、取り組んでいきます		
持 続	水需要を見据えた効率的な施設の配置を行う	ダウンサイジングの検討および実施	段階的に進めてまいります	
	より一層の経費縮減を具体化する	環境負荷低減の取り組み	今後も継続して、取り組んでいきます	
	適正な料金収入を確保する	水道料金の最適化に関する検討	段階的に最適化の検討を行ってまいります	
	職員の技術力、組織力を強化する	研修会の参加、実施	今後も積極的に参加、実施します	
	水道サービスの向上	ニーズの把握と情報提供の推進	今後も継続して、取り組んでいきます	

Ⅶ 推進体制の構築とフォローアップ

【岩内町 水道ビジョン】は今後 50 年程度を見すえ、当面の 10 カ年の中期計画を示したものであり、各施策を推進するための「推進体制の構築」、また進捗状況の公表などの「フォローアップ」について記載しました。

Ⅶ-1 推進体制の構築

本ビジョンの目標の達成状況、実現方策の実施状況については、岩内町役場 建設水道部を中心とする「水道ビジョン推進 検討会」を設置し、定期的に評価・検討を行っていきます。

なお、本ビジョンの進捗状況などについては、ホームページなどにより公表していきます。

Ⅶ-2 フォローアップ

今後、社会経済情勢の変化や法令改正、外・内部環境の変化などにより水道事業を取り巻く情勢は大きく変化し、本計画のとおりには必ずしも進まないことも想定されます。そこで、中期計画をより実効性のあるものとするために、概ね3年ごとのフォローアップを実施していきます。

フォローアップは、次項の図に示すPDCAサイクルにより、本ビジョンに該当する計画の策定(Plan)をスタートとして、事業の進捗管理(Do)、目標達成状況の確認(Check)、改善の検討(Action)を行います。このサイクルを経ることにより、各実施計画や事業推進に伴う問題点、事業の有効性などを確認した上で、新たな計画の策定(Plan)を適宜実施していきます。

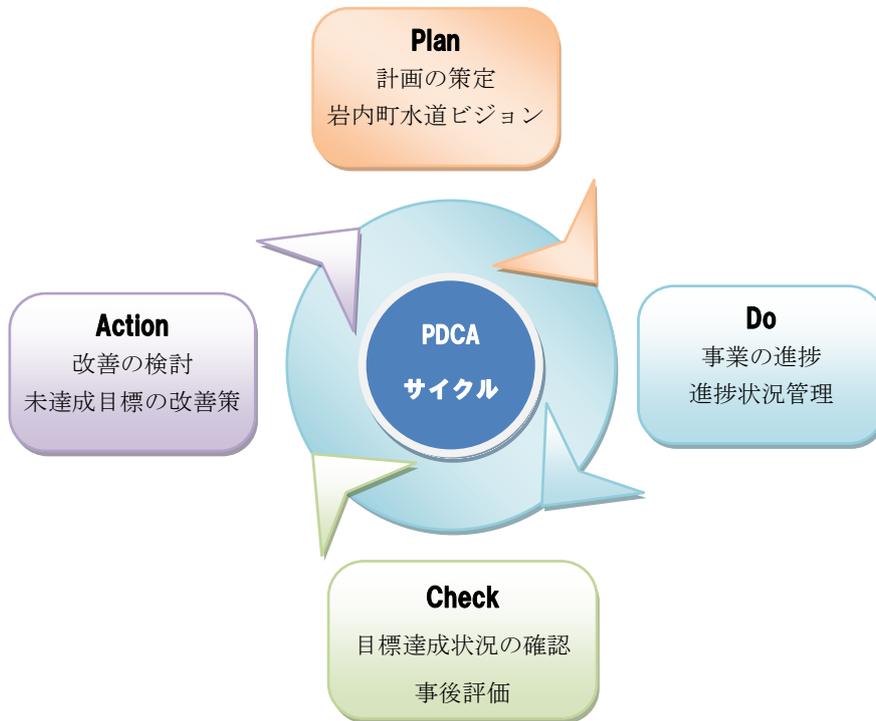
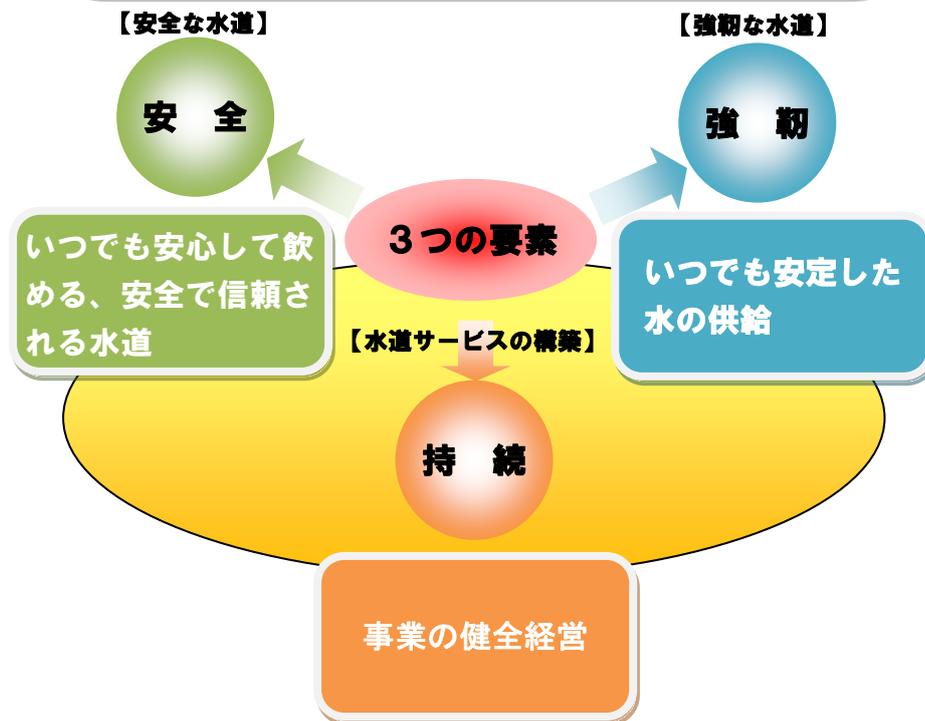


図 PDCA サイクルフロー

Plan (計画の策定)	今後10 年間のビジョンを策定し、ビジョンに沿った実施計画を立案します
Do (事業の進捗)	各、実施方策の進捗状況を管理します
Check (目標達成状況の確認)	概ね3年ごとの中期計画の目標への到達見込みを確認し、必要に応じて実施方策などの一部見直しを行います。そして、10 年後を目処に目標の達成状況を評価します
Action (改善の検討)	さらに次の10 年間を見据えて、未達成目標や新たなニーズへの対応を検討し、次期ビジョンの策定を行います

水道の基本理念

“ 22世紀につなげよう いのち 生命の源 ”



50年程度先を見越した目指すべき水道事業の理想像を提示し
住民の皆様方と認識を共有

岩内町建設水道部上下水道課

045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

TEL : 0135-67-7098

FAX : 0135-67-7105